

四半期報告書

(第92期第2四半期)

自 平成28年7月1日
至 平成28年9月30日

日本ゼオン株式会社

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

| | |
|---------------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |

第2 事業の状況

| | |
|------------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 2 |

第3 提出会社の状況

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1 株式等の状況 | |
| (1) 株式の総数等 | 6 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 6 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 8 |
| (4) ライツプランの内容 | 8 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 8 |
| (6) 大株主の状況 | 9 |
| (7) 議決権の状況 | 10 |
| 2 役員の状況 | 10 |

第4 経理の状況

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 四半期連結財務諸表 | |
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 12 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 14 |
| 四半期連結損益計算書 | 14 |
| 四半期連結包括利益計算書 | 15 |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 | 16 |
| 2 その他 | 21 |

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年11月 7日 |
| 【四半期会計期間】 | 第92期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日） |
| 【会社名】 | 日本ゼオン株式会社 |
| 【英訳名】 | ZEON CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 田中 公章 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 |
| 【電話番号】 | 東京（3216）1412 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員 古谷 岳夫 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 |
| 【電話番号】 | 東京（3216）1412 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員 古谷 岳夫 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第91期 第2四半期 連結累計期間 | 第92期 第2四半期 連結累計期間 | 第91期 |
|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成27年4月1日 至平成27年9月30日 | 自平成28年4月1日 至平成28年9月30日 | 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 152,427 | 140,201 | 295,647 |
| 経常利益 (百万円) | 17,160 | 12,101 | 32,153 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円) | 10,946 | 8,071 | 18,079 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 5,178 | △1,086 | 6,897 |
| 純資産額 (百万円) | 219,232 | 213,406 | 215,586 |
| 総資産額 (百万円) | 407,485 | 368,593 | 384,753 |
| 1株当たり 四半期(当期) 純利益金額 (円) | 48.26 | 36.37 | 79.86 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期) 純利益金額 (円) | 48.18 | 36.32 | 79.74 |
| 自己資本比率 (%) | 52.7 | 56.6 | 54.8 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 25,028 | 22,678 | 47,599 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △16,597 | △12,784 | △34,847 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 1,353 | △8,631 | △9,010 |
| 現金及び現金同等物の 四期末(期末) 残高 (百万円) | 13,233 | 7,840 | 6,832 |

| 回次 | 第91期 第2四半期 連結会計期間 | 第92期 第2四半期 連結会計期間 |
|----------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成27年7月1日 至平成27年9月30日 | 自平成28年7月1日 至平成28年9月30日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 23.53 | 18.96 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間を振り返りますと、国内経済は緩やかな回復基調が持続しているものの、減速傾向が続く中国経済や英国のEU離脱問題に伴う欧州経済の不確実性の高まりなど世界経済の下振れ懸念はなお拭えず、当社グループを取り巻く環境としては先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「ZΣ運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては採算性の重視と生産・販売のグローバル展開、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,402億1百万円となり、前年同期に比べて122億26百万円の減収となりました。また、営業利益は132億17百万円と前年同期に比べて33億1百万円の減益、経常利益は121億1百万円と前年同期に比べて50億59百万円の減益、親会社株主に帰属する四半期純利益は80億71百万円と前年同期に比べて28億76百万円の減益となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

(エラストマー素材事業部門)

合成ゴム関連では、特殊合成ゴムの国内販売が堅調に推移したものの、国内タイヤメーカー各社の稼働率が前年割れだったことに加え海外市況価格悪化の影響も受けたため、全体の売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

合成ラテックス関連では、手袋用途の販売が低調であったこと、並びに樹脂改質用途の販売が顧客の稼働状況により減少したことなどから、全体の売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

化成品関連では、タイ子会社の販売が堅調に推移した一方、国内販売が低調であったため、全体の売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前年同期に比べて115億70百万円減少し815億58百万円、営業利益は前年同期に比べて24億69百万円減少し83億18百万円となりました。

(高機能材料事業部門)

高機能樹脂関連では、医療用途の販売が堅調に推移した一方、光学用途の販売が顧客の在庫調整の影響を受けました。高機能部材関連では、テレビ向け光学フィルムの販売は堅調でしたが、モバイル向け光学フィルムの販売が顧客の在庫調整の影響を受けました。加えて円高の進行による影響もあったことから、高機能樹脂および部材全体では、売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

情報材料関連では、トナーの売上高は前年同期を下回りましたが、電池材料および電子材料の売上高は前年同期を上回りました。この結果、情報材料全体では、売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。

化学品関連では、特殊化学品、合成香料とともに販売が堅調に推移しましたが、海外における競争激化等の影響を受けたため、全体の売上高は前年同期を上回りましたが、営業利益は前年同期を下回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前年同期に比べて4億7百万円増加し364億52百万円、営業利益は前年同期に比べて5億83百万円減少し46億97百万円となりました。

(その他の事業部門)

その他の事業においては、子会社の商事部門等の売上高が前年同期を下回りました。

以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前年同期に比べて10億79百万円減少し232億36百万円、営業利益は前年同期に比べて2億42百万円増加し13億47百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同四半期連結会計期間末に比べ53億93百万円減少（前年同期比40.8%減）し、78億40百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は226億78百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ23億50百万円の減少（前年同期比9.4%減）となりました。これは主として、たな卸資産の増減額が純増から純減へと転じたことにより資金が増加したもの、仕入債務の純増額の減少、税金等調整前四半期純利益の減少、売上債権の増減額が純減から純増に転じたことにより資金が減少したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は127億84百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ38億12百万円の資金支出の減少（前年同期比23.0%減）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は86億31百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ99億85百万円の資金支出の増加（前年同期は13億53百万円の資金の増加）となりました。これは主として、有利子負債の増減額が純増から純減へと転じたことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当期は、平成26年度から平成28年度までの中期経営計画『SZ-20 Phase II（エスゼット20 フェーズ・ツー）』推進の3年目（最終年度）として、「『2020年のありたい姿』—化学の力で未来を今日にするZEON—」の実現のため、全社基本戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大すること、ならびに「2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成すること」の2点を基本方針として、諸課題に取り組んでまいりました。

1点目の全社事業戦略について、エラストマー素材事業では、シンガポールなどでグローバル生産拠点の拡充を進める一方で、製品の差別化など、経済状況等の環境変化にも耐えうる新製品の研究開発、上市を進めてまいりました。

また、高機能材料事業では、重点3事業分野(情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス)での研究開発や上市を早めることにより、事業拡大を進めてまいりました。

2点目の企業風土の育成に関しましては、当社グループ全員が共有する「重要な価値観(スピード・対話・社会貢献)」を実践し強化する取り組みや、「大切にするゼオンらしさ(仲間との相互信頼)」を育み強化する取り組みとして「たいまつ活動」を推進してまいりました。「たいまつ活動」とは、当社独自の風土育成活動であり、一人ひとりが「わたしは何を大切にしたいのか」「わたしは何をしたいのか」「わたしはどうなりたいのか」を言葉にして、気づき、考え、行動し、「2020年のありたい姿」を実現していく活動です。このように、一人ひとりが変わっていく状態を、たいまつに火を灯し、たくさんの火に拡げていくことに喻え、熱い想いを込めて「たいまつ活動」と名付けています。

当社グループでは、『2020年のありたい姿』として平成32年度(2020年度)に売上高5,000億円を達成することを目標として掲げております。当期は『SZ-20 Phase II』計画の最終年度となることから、中長期の展望を踏まえ、平成29年度からスタートする新中期経営計画を策定してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を継々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、並びにユーザー密着型の製品開発及び市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR (Corporate Social Responsibility) を全

うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つでのなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様に買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるG P B法及びG P I法その他の独自技術により、原油生成物であるC 4留分及びC 5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を人々と生み出すを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を人々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、グローバルで最適な生産体制の構築と重点3事業分野（情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス）へのリソース積極投入による事業構造改革、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有（知と知の融合）及びオープンイノベーション（自前主義からの脱却）の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービスの提供に努めています。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、「2020年のありたい姿」を実現する企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発及び市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、『CSR会議』を最高機関とするCSR推進体制を運用し、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めています。

当社は、中期経営計画の策定及び実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記③の取組みとともに、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下単に「基本方針」といい、その内容は①に記載のとおりです。）の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入し、その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会にてその継続を決議いたしましたが、有効期間満了にあたり、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において、一部改定のうえあらためて継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。当社は本対応方針を、平成26年5月22日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.zeon.co.jp/content/200228815.pdf>

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成26年6月27日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様の承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客觀性及び合理性が担保されることになります。

5) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置しており、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することができる。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間が必要な買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は64億11百万円であります。

なお当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数（株） |
|------|-------------|
| 普通株式 | 800,000,000 |
| 計 | 800,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成28年9月30日) | 提出日現在発行数（株） (平成28年11月7日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|----------------------------|-----------------|
| 普通株式 | 237,075,556 | 237,075,556 | 東京証券取引所 市場第一部 | 単元株式数 1,000株 |
| 計 | 237,075,556 | 237,075,556 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 平成28年6月29日 |
| 新株予約権の数（個） | 56 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 56,000 ※1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年7月14日 至 平成58年7月13日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価額 628.0 資本組入額 314.0 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。 ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。 |

| | |
|--------------------------|--|
| | ⑤その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していかなければならない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | ※ 2 |

(注) ※ 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個あたりの目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、合併、会社分割その他の株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

- ※ 2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減額 (千株) | 発行済株式総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------------------------|--------------------|-------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成28年7月1日 ～ 平成28年9月30日 | — | 237,075 | — | 24,211 | — | 18,336 |

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%) |
|---|---|---------------|---------------------------------|
| 横浜ゴム株式会社 | 東京都港区新橋五丁目36番11号 | 22,682 | 9.57 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 11,966 | 5.05 |
| 株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号) | 11,066 | 4.67 |
| 朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号) | 7,679 | 3.24 |
| 全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 東京都千代田区平河町二丁目7番9号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号) | 6,970 | 2.94 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 6,635 | 2.80 |
| 旭化成株式会社 | 東京都千代田区神田神保町一丁目105 | 6,438 | 2.72 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 5,572 | 2.35 |
| 農林中央金庫 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号 | 4,000 | 1.69 |
| 古河電気工業株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 | 3,641 | 1.54 |
| 計 | — | 86,650 | 36.55 |

- (注) 1. 上記の表には記載しておりませんが、平成28年9月30日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口）」）が、3,400千株あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。
2. 上記の表には記載しておりませんが、平成28年9月30日現在、古河電気工業株式会社がみずほ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河電気工業口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」）が、1,953千株あります。この株式の議決権は信託約款上、古河電気工業株式会社が留保しています。
3. 平成26年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書等において、株式会社みずほ銀行が平成26年5月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その内容は、次のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|-------------|-------------------|---------------|-----------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 11,310 | 4.67 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 344 | 0.14 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 | 6,923 | 2.86 |

4. 上記のほか、自己株式が15,089千株あります。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 15,089,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 221,633,000 | 221,633 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 353,556 | — | — |
| 発行済株式総数 | 237,075,556 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 221,633 | — |

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数1個)含まれております。

②【自己株式等】

平成28年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|-------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 日本ゼオン株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 | 15,089,000 | — | 15,089,000 | 6.36 |
| 計 | — | 15,089,000 | — | 15,089,000 | 6.36 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 7,963 | 8,673 |
| 受取手形及び売掛金 | 64,708 | 62,576 |
| 電子記録債権 | 1,308 | 2,202 |
| 商品及び製品 | 47,462 | 39,936 |
| 仕掛品 | 3,732 | 4,055 |
| 原材料及び貯蔵品 | 12,534 | 11,434 |
| 未収入金 | 26,601 | 22,834 |
| 繰延税金資産 | 4,607 | 4,435 |
| その他 | 4,070 | 5,494 |
| 貸倒引当金 | △79 | △71 |
| 流動資産合計 | 172,907 | 161,568 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 43,793 | 43,387 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 47,289 | 46,606 |
| 土地 | 18,276 | 18,140 |
| 建設仮勘定 | 23,293 | 22,305 |
| その他（純額） | 5,875 | 5,917 |
| 有形固定資産合計 | 138,526 | 136,355 |
| 無形固定資産 | | |
| その他 | 4,187 | 3,664 |
| 無形固定資産合計 | 4,187 | 3,664 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 60,821 | 58,352 |
| 繰延税金資産 | 320 | 312 |
| その他 | 8,295 | 8,640 |
| 貸倒引当金 | △302 | △299 |
| 投資その他の資産合計 | 69,133 | 67,005 |
| 固定資産合計 | 211,846 | 207,025 |
| 資産合計 | 384,753 | 368,593 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日) |
|----------------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 51,852 | 50,836 |
| 電子記録債務 | 1,754 | 2,240 |
| 短期借入金 | 25,755 | 17,714 |
| 未払法人税等 | 4,633 | 2,922 |
| 賞与引当金 | 1,586 | 1,291 |
| 関係会社整理損失引当金 | 3,268 | 3,530 |
| その他の引当金 | 3,017 | 3,210 |
| その他 | 22,563 | 24,506 |
| 流動負債合計 | 114,427 | 106,248 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 20,000 | 20,000 |
| 長期借入金 | 9,309 | 6,254 |
| 繰延税金負債 | 6,463 | 4,918 |
| 退職給付に係る負債 | 13,383 | 12,729 |
| その他の引当金 | 386 | 434 |
| その他 | 5,199 | 4,602 |
| 固定負債合計 | 54,740 | 48,939 |
| 負債合計 | 169,167 | 155,187 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 24,211 | 24,211 |
| 資本剰余金 | 18,387 | 18,387 |
| 利益剰余金 | 159,255 | 166,083 |
| 自己株式 | △12,345 | △12,272 |
| 株主資本合計 | 189,508 | 196,410 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 17,713 | 16,213 |
| 繰延ヘッジ損益 | △3 | △1 |
| 為替換算調整勘定 | 6,461 | △1,563 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △2,898 | △2,549 |
| その他の包括利益累計額合計 | 21,272 | 12,100 |
| 新株予約権 | 255 | 204 |
| 非支配株主持分 | 4,551 | 4,692 |
| 純資産合計 | 215,586 | 213,406 |
| 負債純資産合計 | 384,753 | 368,593 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) |
|------------------|---|---|
| 売上高 | 152,427 | 140,201 |
| 売上原価 | 108,003 | 99,134 |
| 売上総利益 | 44,424 | 41,067 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 27,906 | ※ 27,850 |
| 営業利益 | 16,518 | 13,217 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 59 | 56 |
| 受取配当金 | 999 | 868 |
| 雑収入 | 331 | 301 |
| 営業外収益合計 | 1,388 | 1,225 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 309 | 269 |
| 為替差損 | 27 | 1,860 |
| 雑損失 | 411 | 211 |
| 営業外費用合計 | 746 | 2,340 |
| 経常利益 | 17,160 | 12,101 |
| 特別利益 | | |
| 受取補償金 | 338 | 486 |
| その他 | 95 | 103 |
| 特別利益合計 | 433 | 589 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 156 | 274 |
| 関係会社整理損 | — | 1,371 |
| その他 | 769 | 55 |
| 特別損失合計 | 925 | 1,699 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 16,668 | 10,991 |
| 法人税等 | 5,430 | 2,622 |
| 四半期純利益 | 11,239 | 8,369 |
| 非支配株主に帰属する四半期純利益 | 292 | 298 |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 10,946 | 8,071 |

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) |
|-----------------|---|---|
| 四半期純利益 | 11,239 | 8,369 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △6,488 | △1,499 |
| 繰延ヘッジ損益 | △3 | 3 |
| 為替換算調整勘定 | 387 | △8,307 |
| 退職給付に係る調整額 | 44 | 349 |
| その他の包括利益合計 | △6,060 | △9,455 |
| 四半期包括利益 | 5,178 | △1,086 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 4,961 | △1,097 |
| 非支配株主に係る四半期包括利益 | 218 | 11 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) |
|--------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 16,668 | 10,991 |
| 減価償却費 | 10,070 | 9,362 |
| のれん償却額 | 335 | 335 |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | △676 | △278 |
| 修繕引当金の増減額（△は減少） | 1,966 | 290 |
| 関係会社整理損失引当金の増減額（△は減少） | — | 1,204 |
| 退職給付に係る負債の増減額（△は減少） | △580 | △241 |
| 受取利息及び受取配当金 | △1,057 | △924 |
| 支払利息 | 309 | 269 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | 324 | △1,897 |
| たな卸資産の増減額（△は増加） | △3,442 | 5,783 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | 5,014 | 1,512 |
| その他 | △351 | △420 |
| 小計 | 28,578 | 25,987 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,084 | 1,670 |
| 利息の支払額 | △294 | △268 |
| 法人税等の支払額 | △4,348 | △4,847 |
| その他 | 8 | 138 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 25,028 | 22,678 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △13,811 | △12,497 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △507 | △345 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △996 | △21 |
| 貸付けによる支出 | △781 | △3,035 |
| 貸付金の回収による収入 | 406 | 2,923 |
| その他 | △908 | 191 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △16,597 | △12,784 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（△は減少） | 3,481 | △13 |
| コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少） | △10,000 | 3,000 |
| 長期借入れによる収入 | — | 500 |
| 長期借入金の返済による支出 | △434 | △10,239 |
| 社債の発行による収入 | 10,000 | — |
| 配当金の支払額 | △1,586 | △1,772 |
| 非支配株主への配当金の支払額 | △5 | △5 |
| その他 | △104 | △102 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,353 | △8,631 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △43 | △866 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 9,742 | 397 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 3,491 | 6,832 |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | — | 611 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 13,233 | ※ 7,840 |

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、重要性が増した東材（上海）国際貿易有限公司を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

| | |
|---------|---|
| | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) |
| 税金費用の計算 | 税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 |

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) |
|----------|---|---|
| 運賃諸掛 | 4,703百万円 | 4,276百万円 |
| 従業員給料手当 | 4,979 | 4,888 |
| 賞与引当金繰入額 | 593 | 605 |
| 退職給付費用 | 373 | 404 |
| 研究開発費 | 6,753 | 6,411 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 10,675百万円 | 8,673百万円 |
| 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 | 3,400 | — |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | △843 | △834 |
| 現金及び現金同等物 | 13,233 | 7,840 |

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成27年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,588 | 7 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成27年10月29日 取締役会 | 普通株式 | 1,588 | 7 | 平成27年9月30日 | 平成27年12月4日 | 利益剰余金 |

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成28年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,775 | 8 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成28年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 1,776 | 8 | 平成28年9月30日 | 平成28年12月6日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注1) | 合計 | 調整額 (注2) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注3) |
|---------------------------|----------------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|-------------------------------|
| | エラストマー 素材事業 | 高機能材料 事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上 高 | 92,274 | 36,045 | 128,319 | 24,108 | 152,427 | — | 152,427 |
| セグメント間の内 部売上高又は振替 高 | 854 | — | 854 | 207 | 1,061 | △1,061 | — |
| 計 | 93,127 | 36,045 | 129,172 | 24,315 | 153,488 | △1,061 | 152,427 |
| セグメント利益 | 10,786 | 5,280 | 16,066 | 1,106 | 17,172 | △654 | 16,518 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、RIM配合液、塗料等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△654百万円は、セグメント間取引消去6百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△660百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「高機能材料事業」において減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては735百万円であります。

II 当第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注1) | 合計 | 調整額 (注2) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注3) |
|---------------------------|----------------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|-------------------------------|
| | エラストマー 素材事業 | 高機能材料 事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上 高 | 80,694 | 36,452 | 117,146 | 23,055 | 140,201 | — | 140,201 |
| セグメント間の内 部売上高又は振替 高 | 864 | — | 864 | 181 | 1,045 | △1,045 | — |
| 計 | 81,558 | 36,452 | 118,010 | 23,236 | 141,246 | △1,045 | 140,201 |
| セグメント利益 | 8,318 | 4,697 | 13,014 | 1,347 | 14,362 | △1,145 | 13,217 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、R I M配合液、塗料等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,145百万円は、セグメント間取引消去△61百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,084百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間に「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当第2四半期連結累計期間のセグメント情報に与える影響額は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

金額的重要性が乏しいため、記載は省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月 30 日) | 当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月 30 日) |
|---|---|---|
| (1) 1 株当たり四半期純利益金額 | 48円26銭 | 36円37銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円) | 10,946 | 8,071 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | — | — |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円) | 10,946 | 8,071 |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株) | 226,834 | 221,934 |
| (2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 | 48円18銭 | 36円32銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円) | — | — |
| 普通株式増加数 (千株) | 358 | 296 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | — | — |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成28年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………1,776百万円

(ロ) 1 株当たりの金額……………8円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………平成28年12月 6 日

(注) 平成28年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月7日

日本ゼオン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 米村 仁志 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ゼオン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。